

2 感染や感染拡大が生じた場合

- 学校関係者（児童生徒及び教職員）が濃厚接触者に特定された場合は、特定された学校関係者は自宅待機になります。
- 学校関係者に感染が判明した場合、感染拡大の恐れがあるときには学校関係者の全部又は一部が自宅待機となります。
- 学校関係者に感染が判明した場合は、人権に配慮しながら原則として保護者に対してメール等で連絡します。
- 新型コロナウイルスに感染した児童生徒や濃厚接触者に特定された児童生徒、感染予防のためにやむを得ず登校できない児童生徒のみなさんには、学校での授業の様子を同時配信して家庭で授業を受けられるようにします。